



はじまるよ！ 子ども・子育て支援 新制度

～子どもが健やかに成長できるまち、
『よこはま』を目指して～



目次

- 子ども・子育て支援新制度って？ 1
- どんな施設・事業が対象なの？ 3
- 子どもや子育て家庭にとって何が変わるの？ 5
- 今後のスケジュール(予定)



子ども・子育て支援新制度って？

一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会を目指して、平成24年8月に子ども・子育て関連3法(※)が成立しました。

これらの法律に基づき、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」が全国的にスタートする予定です。

新制度は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識のもとに、幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することをめざした制度です。

また、新制度では、子どもや子育て家庭の状況に応じたさまざまな支援を市町村が中心となって行います。

※子ども・子育て
関連3法って？

- ①子ども・子育て支援法
- ②認定こども園法の一部を改正する法律
- ③関係法律の整備等に関する法律

この3つの法律を総称して「子ども・子育て関連3法(さんぽう)」と呼んでいます。



なぜ新たな制度になるの？

子ども・子育てをめぐる現状と課題を踏まえ、「子どもの最善の利益」が実現される社会にしていけるために、今までの制度を見直して、新たな制度をスタートさせます。

【子育てをめぐる現状と課題】

- ・急速な少子化の進行
- ・核家族化や高齢化、地域での人間関係の希薄化などによる子育ての孤立感と負担感の増加
- ・都市部を中心に保育所に入れない深刻な待機児童問題 …など

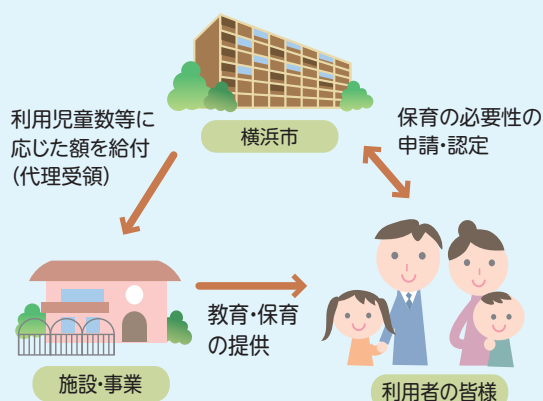
どんな内容なの？

●幼児期の教育・保育を「個人への給付」として保障

幼稚園等での幼児教育と、保育が必要な子どもへの保育を、個人の権利として保障する観点から、認定こども園、幼稚園、保育所、小規模保育等の施設等を利用した場合に共通の仕組みで給付が受けられます。

ただし、公費を確実に教育・保育に要する費用に充てるため、利用者の皆さまへの直接的な給付ではなく、市町村から施設等に支払う仕組み(法定代理受領と言います。)となっています。

〈法定代理受領のイメージ〉





新制度の財源は？

「子ども・子育て」は、社会保障・税一体改革において医療、介護、年金等とともに、社会保障分野の一つに位置付けられました。社会全体で費用負担をし、子どもの健やかな成長をみんなで支える社会を目指しています。

新制度の財源は、消費税率引上げ(5%→10%)に伴う増収分のうち、全国で約7,000億円が充てられる(さらにそれ以外の財源も含め、1兆円超の財源確保をめざす)予定です。

● 幼児期の教育・保育を一体的に提供

幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持つ認定こども園の普及を図り、子どもが幼児期の教育と保育を一体的に受けられる環境を整えます。

横浜市においても認定こども園の普及に向けて、検討を進めています。

● 地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実

在宅で子育てをされている方も含めたすべての子育て家庭を支援するため、親子が交流できる居場所を増やすなど、地域のニーズに応じた多様な子ども・子育て支援を充実させます。



横浜市ではどうなるの？

新制度に向けては、市民の皆様が安心して子育てできる環境整備をはじめ、「子どもにとって」という視点に立って、子どもの育ちを支援する取組を進めます。

横浜市が目指す姿

子ども・青少年の一人ひとりが自分の良さや可能性を発揮し、豊かで幸せな生き方を切り拓く力、ともに温かい社会をつくり出していく力を育むことができるまち『よこはま』

横浜市が取組むこと

☆子どもの育ちに大きく影響する幼児期の教育・保育の質の維持・向上

☆学齢期の留守家庭児童への対応

☆子育て支援の場や機会の拡充

このように、新制度では、保育を必要とする子どもはもちろんのこと、在宅で子育てをされている方も含めたすべての子育て家庭に向けて、乳幼児期から学齢期まで切れ目のない総合的な子ども・子育て支援施策を進めていきます。

どんな施設・事業が対象なの？

給付対象施設

認定こども園

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持つ施設です。認定こども園には幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の4つの類型があり、現在、横浜市内には15園の認定こども園(すべて幼保連携型)があります。【平成26年3月末現在】

幼稚園 ※

3歳から小学校入学までの幼児が、さまざまな遊びを中心とした教育を受け、小学校以降の学習の基盤を培うことができる「学校」です。

現在、横浜市内には286園(休園1園含む)の幼稚園(すべて私立幼稚園)があります。【平成26年3月末現在】
※幼稚園については、新制度に移行する園と、現行制度のまま継続する園とがあり、今後、各園の判断においてどちらかを選択することになります。

保育所

保護者の委託を受けて、保育が必要な乳児または幼児を保育することを目的とする施設です。

現在、横浜市内には582施設の保育所(公立及び民間認可保育所)があります。【平成26年3月末現在】



給付対象事業

家庭的保育

3歳未満児を対象に家庭的な雰囲気の下で、少人数を対象にきめ細かな保育を実施する事業です。

小規模保育

3歳未満児を対象に定員19人以下と比較的小規模な環境で、きめ細かな保育を実施する事業です。
※新制度において新たに始まる事業です。



その他 (事業所内保育・居宅訪問型保育)

事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもと一緒に保育する事業所内保育や、障害・疾患などで個別ケアが必要な場合などに、保護者の自宅で1対1で保育を行う居宅訪問型保育も新制度の対象事業です。

横浜市においては、これらの事業にどのように取り組んでいくか、今後検討していきます。



横浜保育室はどうなるの？

横浜保育室は横浜市独自の基準に基づく保育施設であり、新制度における給付対象となるためには、新制度に位置づけられた施設又は事業に「移行」する必要があります。

横浜保育室の移行先として考えられる主な施設・事業は、認可保育所、小規模保育事業等です。

なお、新制度がスタートした後も、横浜保育室として継続して運営される施設もあり、その施設については、従来どおりご利用いただけます。

地域子ども・子育て支援事業

すべての子育て家庭を支援するため、地域子育て支援拠点事業や一時預かり、放課後児童クラブなど、地域のニーズに応じた様々な子育て支援を行う事業です。

例

利用者支援事業

子どもとその保護者が、認定こども園や幼稚園、保育所、一時預かりをはじめとした様々な子育て支援の事業や制度の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、支援を行います。

横浜市の現行の事業で言うと…

・保育コンシェルジュ

区役所で保育を希望する保護者の相談に応じ、個別のニーズや状況に合った保育資源・保育サービスの情報提供を行っています。

・地域子育て支援拠点での支援

身近な拠点で、子育て支援の事業等の情報を提供し、子育て家庭からの相談に応じています。

一時預かり事業

保護者等の用事やリフレッシュなどの際に、幼稚園や保育所等において一時的に子どもを預かります。

横浜市の現行の事業で言うと…

・一時保育事業

保護者のパート就労や病気等により、一時的に家庭での保育が困難になる場合や、保護者のリフレッシュのために、保育所等で子どもを一時的に預かります。

・乳幼児一時預かり事業

横浜市が補助している認可外保育施設で、生後57日～小学校入学前の子どもを、理由を問わず一時的に預かります。

放課後児童クラブ

保護者の就労等により、放課後の時間帯に保護者不在で過ごす児童が安心・安全に過ごせる居場所を提供するとともに、遊びや生活を通して健全育成を図ります。

子どもや子育て家庭にとって、何が

利用手続きが変わります！

新制度のスタートに伴い、幼稚園や保育所等を利用する際の手続きが変わります。
幼稚園や保育所等の利用にあたっては、教育・保育の必要性に応じた**支給認定**を受ける必要があります。

(1) 支給認定の種類

支給認定区分	対象となる子ども	利用できる主な施設・事業
1号認定	満3歳以上の就学前の子ども(2号認定を除く)	認定こども園、幼稚園(※)
2号認定	満3歳以上で保護者の労働や疾病等により、 保育を必要とする子ども	認定こども園、保育所
3号認定	満3歳未満で保護者の労働や疾病等により、 保育を必要とする子ども	認定こども園、保育所、家庭的 保育事業、小規模保育事業等

※幼稚園については、新制度に移行する園と、現行制度のまま継続する園とがあり、今後、各園の判断においてどちらかを選択することになります。

(2) 保育の必要量に応じた区分

2号認定又は3号認定を受ける方は、保育の必要量によって更に「保育標準時間」又は「保育短時間」に区分されます。

なお、「保育標準時間」と「保育短時間」では、利用できる時間が異なります。

(3) 支給認定の申請手続き

具体的な内容については、国における議論を踏まえながら、横浜
市で検討を進めています。詳しい内容は、6月から実施予定の説明会や
ホームページ、広報よこはま8月号などで、順次お知らせします。

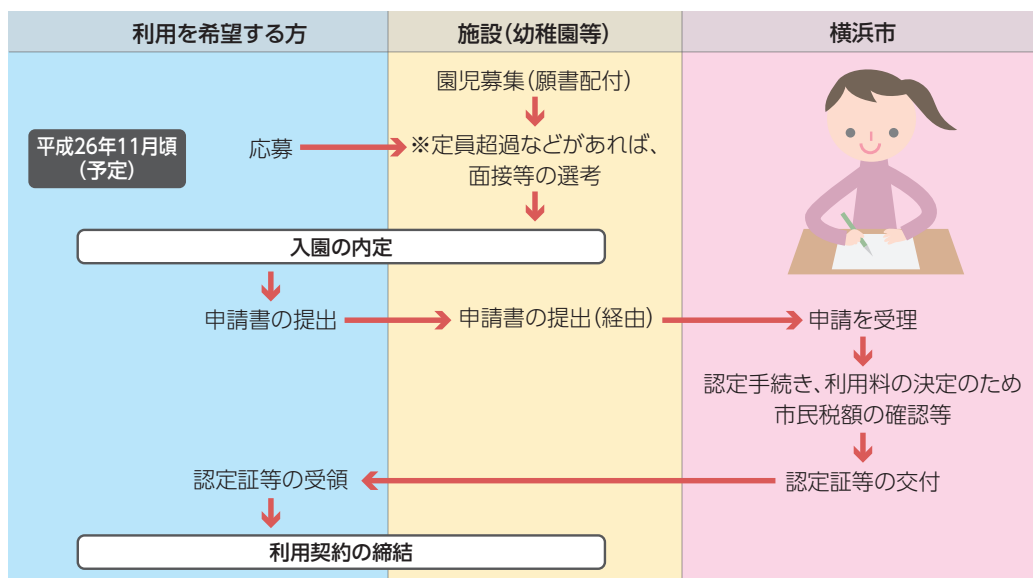
**？ 幼稚園での
横浜市預かり
保育はどうなるの？**

現在、幼稚園での横
浜市預かり保育を利用
している方についても、
引き続き利用できるよ
う、横浜市として検討を
進めています。

利用手続きの流れ

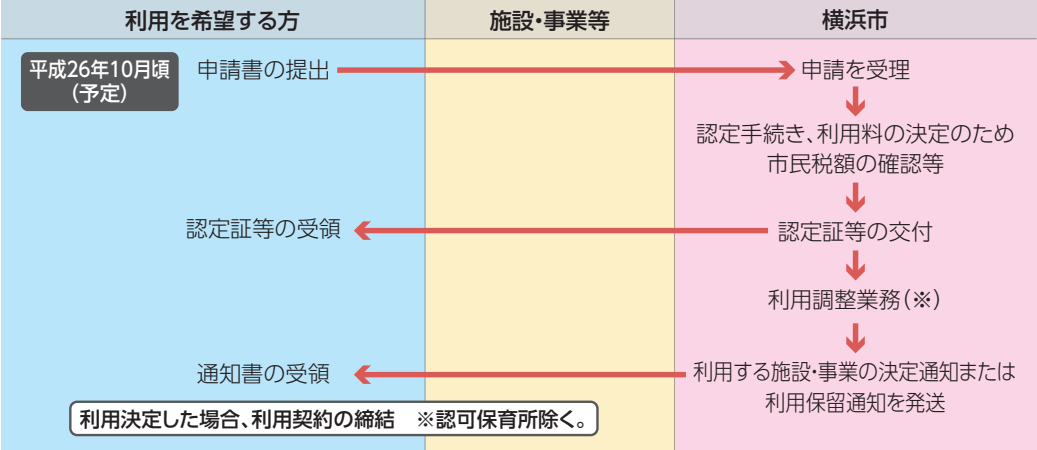
例① 平成27年4月から新たに施設等を利用する場合の主な流れ

▶ **1号認定** を受けて利用する施設(幼稚園等)



変わるの？

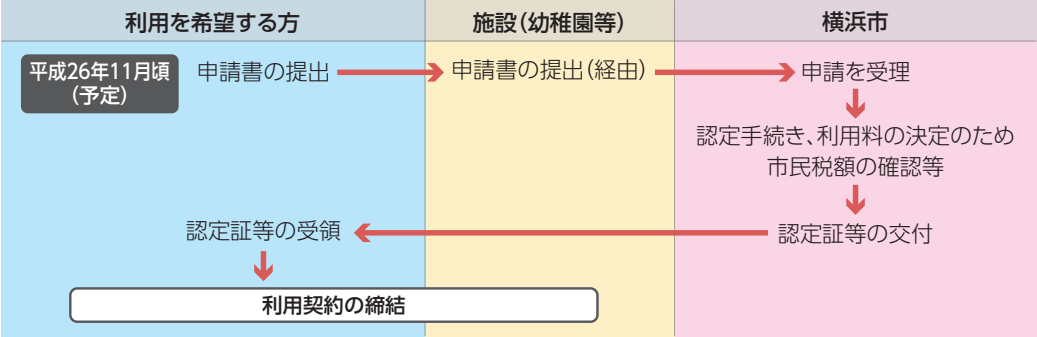
▶ **2号認定** **3号認定** を受けて利用する施設・事業等(保育所や小規模保育事業等)



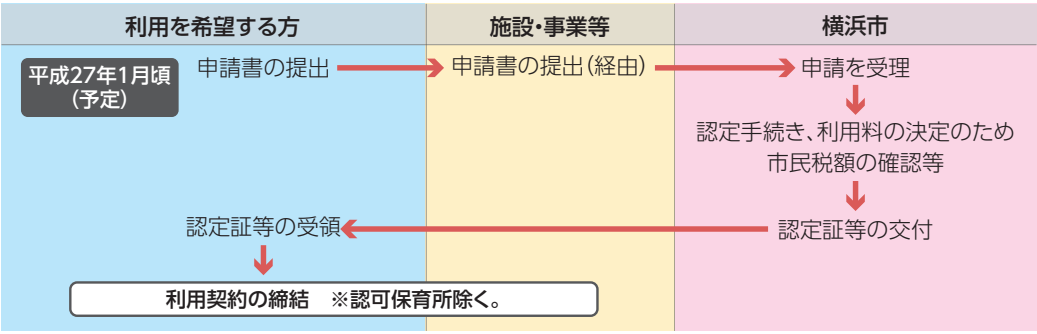
※利用調整業務:認定申請書及び保育の必要性を確認する書類の内容に基づき、利用申請者ごとの優先順位を選考基準により決定し、優先順位順で利用希望施設等へ利用決定者の振り分けを行う業務です。

例② 現在幼稚園や保育所等を利用して、平成27年度も引き続き同じ施設等を利用をする場合の主な流れ

▶ **1号認定** を受けて利用する施設(幼稚園等)



▶ **2号認定** **3号認定** を受けて利用する施設・事業等(保育所や小規模保育事業等)

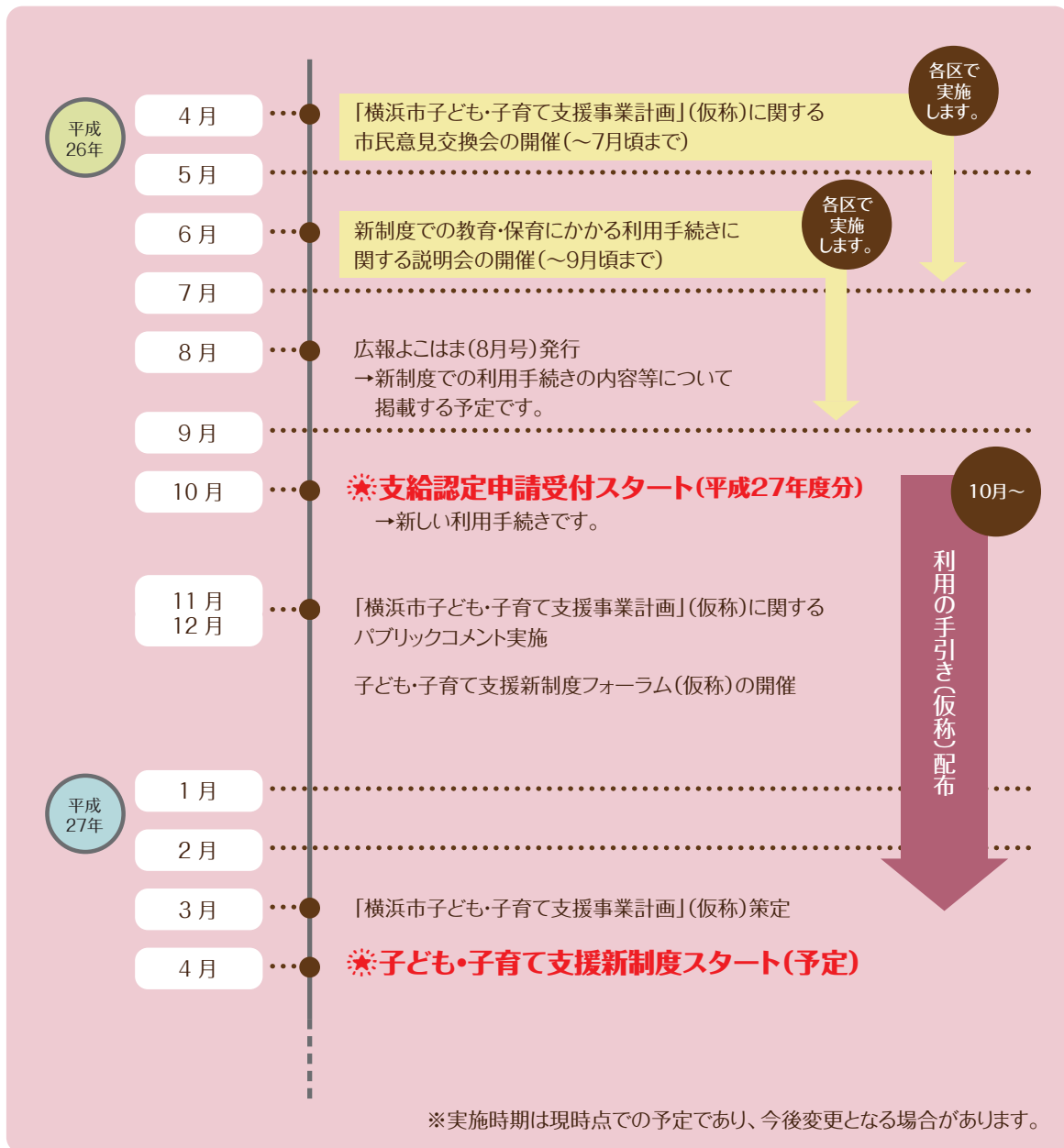


幼稚園や保育所などの利用料金はどうなるの？

利用料金は、所得に応じた負担(応能負担)を基本として、国が決める水準を上限に、市町村が設定します。また、施設・事業者は、一定の要件のもとで、必要経費を市町村が定める額に加えて徴収することが可能です。

横浜市における利用料金については今後検討し、順次お知らせします。

今後のスケジュール(予定)



問合せ先

横浜市こども青少年局企画調整課子ども・子育て新制度準備担当 平成26年4月発行

・電話：045-671-2709

・FAX：045-663-1925

・eメール：kd-shinseido@city.yokohama.jp

・ホームページ：http://www.city.yokohama.lg.jp/kodomo/shien-new/

新制度 横浜

検索